

街区基準点について

姫路市においても街区基準点が整備され、一般市民にもその存在を公示（姫路わが街ガイド）しています。

街区基準点は、地積調査の推進・道路の維持管理等の公共事業、民間開発、分筆登記測量、GIS等に活用されます。

●平成18年8月15日民二第1794号通知（地積測量図の作成）

街区基準点の成果を管轄登記所に備え付けた後、街区基準点の整備が完了した地域内の土地について、地積測量図を添付してする分筆の登記等の申請があった場合には、登記官は登記所に備え付けられている街区基準点の成果に基づいて調査及び測量がされているかを確認し、街区基準点を利用することができるにもかかわらず、この街区基準点に基づかない地積測量図が作成されている場合には、基本三角点等に基づく測量ができない特段の事情がある場合（規則77条1項7号）に該当しないものとして、当該分筆の登記等の申請を却下することとして差し支えない。

●姫路市建設総務課（姫路市安田4丁目1番地（本庁舎6階） 電話番号079-221-2614）

街区基準点は、国土交通省が都市再生街区基本調査を行うため全国の人口集中地区（DID地区）に設置した公共基準点です。

これら市内の街区基準点を使用する際は、姫路市建設総務課の窓口で測量法に基づく使用承認申請等の手続きを行うことにより一般の測量等に活用することができます。

街区基準点等の測量標識は土地等の測量を行う際の基礎となる重要なものですので、街区基準点付近での工事施工等、基準点の保全に影響を及ぼすおそれのある行為についても使用する場合と同様に、施工等の届出が必要です。基準点の保全にご協力をお願いします。

街区基準点は、おもに市街地の道路敷に設置されているため、道路工事等による保全処置のため使用できない場合があります。

特に、節点や補助点は簡易な鋳であるため亡失している可能性があります。ご利用の際は、必ず事前に現地を確認し申請書類を提出してください。

街区基準点の位置及び情報は姫路わが街ガイドよりご覧いただけます。

平成23.9.29現在の姫路市の街区基準点

	件数	亡失	備考
街区三角点	203	11	世界測地系、GPS法、2級
節点（街区三角点）	19		世界測地系、GPS法、2級
街区多角点	1167	73	世界測地系、地上法、3級
節点（街区多角点）	422	30	世界測地系、地上法、3級
補助点	4484	13	世界測地系、地上法

現在地 兵庫県姫路市広畑区才

HELP 凡例

「情報表示」を選択して地図上の基準点アイコンをクリックすると画面下に詳細情報が表示されます。

広畑表示 16km 8km 4km 2km 1km 500m 300m

基準点情報

名称 5A050 種別 節点(街区多角点)

座標 X座標:-131982.847 Y座標:26966.372

標高 標高:3.338m ジオイド高:36.701m

測地系 世界測地系

測定方式 地上法 等級・次数 3次(3級、3等)

基準点コード KG3282015A050

点の記を開く 成果表を開く

管理情報

作業地区名 姫路市街区基準点測量第5地区

所在地 姫路市広畑区才759番地先(市道八幡59号線)

○ 基準点の位置及びその有無は地図作成時のもので、最新の情報ではありません。
 ○ 測量または付近での道路工事等で基準点をご利用の際は、必ず事前に現地を確認し、申請書類を下記担当課まで提出してください。

担当課 建設総務課

担当課リンク <http://www.city.himeji.lg.jp/s80/2212439/>

本サイトの地図についてはこちらをご覧ください

- ・ 標高、ジオイド高については従来と変わっていない。
- ・ 旧来の日本測地系に基づいて作成された地積測量図（平面直角座標系）の座標値とは異なることになる。国土地理院で変換プログラムを用意している。